

滝川市社会福祉法人指導監査実施要領

第1 実施計画について

社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、年度当初に当該年度の年間実施計画について、滝川市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3の規定に基づき、社会福祉法人指導監査年間実施計画・実施結果一覧（別記第1号様式）及び社会福祉法人指導監査実施計画表（別記第2号様式）を策定する。

なお、要綱第3の3の（6）の規定に基づき、北海道又は空知総合振興局と連携して監査を実施する必要があると認められる場合は、事前に協議の上、監査を実施することとし、その調整に当たするため法人及び施設合同指導監査実施計画表（別記第3号様式）を作成する。

第2 実施通知について

監査の実施通知は、社会福祉法人に係る指導監査の実施について（別記第4号様式）により通知する。

第3 監査の実施について

（1） 設定調書の作成

監査の実施に当たっては、要綱第3の7の（2）の規定に基づき、指導監査重点項目設定調書（別記第5号様式）を作成しなければならない。

（2） 職員の態度

指導監査担当職員は、次の事項に留意し監査を行わなければならない。

ア 事実の認定、事務処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度をもって行うこと。

イ 常に懇切丁寧を旨とし、謙虚に対応すること。

ウ 問題の事実を個別具体的に把握するとともに十分な説明を行い、その経過においては特に関係者の理解に基づく積極的な協力が得られるようにすること。

エ 指示又は指摘を行う場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正又は改善の方策について示唆を与えるようにすること。

オ 指示又は回答はこれを明確にし、特に上司の指示を要する事項については、その指示を受けた後でなければ指示又は回答をしてはならないこと。

（3） 書面審査の方法

書面審査は、社会福祉法人現況報告書（滝川市社会福祉法施行細則（平成24年滝川市規則第6号））等により各項目について確認する。

第4 監査実施後の処理について

（1） 監査結果の通知

監査における指摘事項については、文書指摘又は口頭指摘を明示し、指導審査結果講評調書（別記第6号様式）により取りまとめ、監査実施後原則として1か月以内に社会福祉法人に係る指導監査結果について（別記第7号様式）により法人理事長に対し文書で通知する。

（2） 改善報告について

監査の結果として指導を受けた法人からの報告は、指導監査結果措置状況報告書（別記第8号様式）によるものとする。

（3） 書面審査の結果

改善及び是正を要する事項が認められる場合は、監査の実施後、速やかに法人理事長に対し文書で通知する。

なお、改善を要する事項については、次回の監査時に確認する。ただし、特に大きな問題があると認められる、又はその恐れがあると判断される等早急に対応を要する場合は、要綱第3の4の規定に基づく指導を行うものとする。

（4） 監査に係る経過等については、社会福祉法人運営指導台帳（別記第9号様式）により各項目に関し記入する。

第5 実施結果報告について

実施結果報告については、当該年度分を取りまとめの上、翌年度5月末日までに社会福祉法人指導監査実施状況報告（別記第10号様式）により空知総合振興局に提出する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。